

埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託 企画提案競技募集要綱

1 趣旨

埼玉県では、令和5年度から本格的にサーキュラーエコノミー（循環経済）を推進している。サーキュラーエコノミー（以下「C E」という。）とは、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のことである。資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3 Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指すものである。よって、メーカーやリサイクル業者など、様々な事業者が関わり、さらにプラスチックや食品廃棄物など、素材ごとに関係者が異なる。また、関係者の取組の収益が確保されること等により、持続可能な取組となることも重要である。

しかし、原料に再生材を使用しているなどのサーキュラーエコノミー型製品（以下「C E型製品」という。）は、一般的に価格が高く消費者に選択されづらいと言われている。

そこで、C Eに対する消費者の理解促進及び認知度を高め、消費者がC E型製品等を選択していきやすい気運醸成を図るため、県内の大規模集客施設等において、ワークショップを開催するなど、C E型製品等に関する効果的な普及啓発を実施する。

普及啓発を行うに当たり、大規模集客施設における啓発の業務を、経験やノウハウを有する事業者へ委託するための企画提案競技を実施する。

2 対象業務

- (1) 委託業務名 埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託
- (2) 業務内容 「埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託」仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月13日（金）
- (4) 委託限度額 4,950,000円

（※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格については、この範囲内で別途算定する。）

3 参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当していること。

- (1) 令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級、B等級又はC等級として登載された者のうち営業品目（小分類）に「催物の企画・運営等関連業務」、「催物の会場設営業務」、「展示等関連業務」、「その他催物関連業務」を含む者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

- (3) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による再生手続開始の申立て又は破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 スケジュール

募集から業務の受託者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- ・令和 7 年 5 月 23 日（金） 要綱等の公開（HP の公開）
- ・令和 7 年 5 月 23 日（金）～5 月 29 日（木）10 時 質問受付期間
- ・令和 7 年 5 月 30 日（金） 質問回答
- ・令和 7 年 5 月 23 日（金）～6 月 3 日（火）17 時 企画提案書受付期間
- ・令和 7 年 6 月 11 日（水） 審査結果通知（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）～令和 7 年 5 月 29 日（木）10 時

(2) 質問方法

別添質問書（様式第 5 号）に記入の上、(3) 提出先あて電子メールで送付すること。
電話及び直接来課による質問には応じない。

※電子メール送信後、提出した旨を(3) 提出先の電話番号に連絡すること。

(3) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 サーキュラーエコノミー担当

電 話：048-830-3107（直通）

メールアドレス：a3100-10@pref.saitama.lg.jp

件名：（事業者名）埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及
啓発業務委託企画提案競技募集要綱等に関する質問書

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 5 月 30 日（金）にホームページ上に掲載する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

提出書類等を発注者に電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信後、提出した旨を(2) 提出先の電話番号に連絡すること。

(2) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 サークュラーエコノミー担当

電 話：048-830-3107 (直通)

メールアドレス：a3100-10@pref.saitama.lg.jp

件名：(事業者名) 埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー
普及啓発業務委託企画提案競技企画提案書

(3) 提出期限

令和7年6月3日(火) 17時必着

(4) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書(様式第1号)

イ 企画提案書

様式は任意とするが、仕様書を踏まえ、下記内容を必ず記載した上で、A4横
長で作成すること。

〔記載内容〕

- ・表題(埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発
業務委託企画提案書)
- ・法人の名称、所在地並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- ・企画案の基本的な考え及び具体的な内容について
- ・PRポイント

ウ 業務体制表(様式自由：スタッフ一覧、作業日程)

各スタッフの主な実績及び作業日程(実施スケジュール)を明記すること。

エ 参考見積書(様式自由)

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、候補となる実施施設、実施施設における
効果的な啓発方法等の項目・単価等の内訳を明らかにすること。

カ 様式第2号「会社概要書」・会社パンフレット等

キ 様式第3号「類似業務実績調書」及び業務名、発注者、実施時期、契約金額、
業務の概要がわかる資料。添付資料として、様式第3号の記載内容を証明する
書類(契約書・完了検査結果通知等)の写しを提出すること。

ク 参加資格を満たしている旨の誓約書(様式第4号)

7 審査方法及び選定方法

審査方法は書類審査とし、埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミ
ー普及啓発業務委託に係る企画提案競技審査委員会において、業務実施能力、企画提案内
容、見積額などを総合的に審査の上、業務委託候補事業者を選定する。

県は、業務委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該事
業者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を
締結する。

なお、業務委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要

件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、企画提案競技審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

なお、審査・選考過程は非公開とする。

8 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 指定する方法以外で提出されたもの。
- (6) 「6 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの。
- (7) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (8) 委託限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの。
- (9) 参考見積金額を訂正したもの。
- (10) 参考見積書と内訳表の金額が合致しないもの。
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

9 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

10 その他

- (1) 企画提案競技への参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- (3) 提出作品及び提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。
なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 選考結果は、文書により各競技参加者に通知する。
ただし、選定に関する審査内容（評点）は公表しない。
- (5) 本業務に係る説明会は開催しない。
- (6) 企画提案競技は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。詳細な実施内容等は、契約後に協議の上、決定する。

【問合せ先】

埼玉県環境部資源循環推進課 サークュラーエコノミー担当

電 話：048-830-3107（直通）

メール：a3100-10@pref.saitama.lg.jp